

指 示

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

山形県知事

吉村 美栄子 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項に基づく平成 2 4 年 9 月 1 0 日付け指示は、改正後の同条第 2 項に基づき下記のとおり変更する。

記

貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるくまの肉については、この限りでない。